○中国地方整備局告示第百六十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月二十四日

中国地方整備局長　尾藤　勇

路線名	供用開始の区間
百八十五号	東広島市安芸津町木谷字菅谷三七七九番一から竹原市吉名町字中祖二五三七番一まで

図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年九月二十四日

○北海道開発局告示第百二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月二十四日

北海道開発局長　岡部　和憲

一(一)	道路の種類	一般国道	
一(二)	路線名	三十七号	
一(三)	道路の区域	区間	変更前 敷地の幅員 延長
			後別 敷地の幅員 延長
		伊達市舟岡町二一五番三から同市舟岡町二一二番五まで	前 二三・〇〇メートル 二七・〇〇メートル 〇・二三キロメートル
			後 二三・〇〇メートル 二三・〇〇メートル 〇・二三三キロメートル
一(四)	図面縦覧場所	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部	
二(一)	道路の種類	一般国道	
二(二)	路線名	二百七十四号	
二(三)	道路の区域	区間	変更前 敷地の幅員 延長
			後別 敷地の幅員 延長
		北海道勇払郡むかわ町穂別福山二三五番二地内	前 一二〇・七一メートル 二四四・〇〇メートル 〇・〇六六キロメートル
			後 一二〇・七一メートル 二七九・二二メートル 〇・〇六六キロメートル
二(四)	図面縦覧場所	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部	
三(一)	道路の種類	一般国道	
三(二)	路線名	三百三十六号	
三(三)	道路の区域	区間	変更前 敷地の幅員 延長
			後別 敷地の幅員 延長
		北海道浦河郡浦河町字東幌別一一四番六から同町字東幌別一一四番一まで	前 三九・九一メートル 八〇・五〇キロメートル 〇・二〇二
			後 三九・九一メートル 八九・四九メートル 〇・二〇二キロメートル
三(四)	図面縦覧場所	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部	

○北海道開発局告示第百二十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月二十四日

北海道開発局長　岡部　和憲

路線名	供用開始の区間
二百三十五号及び二百三十七号	北海道日高郡新ひだか町静内春立四四一番一地内
〃	北海道浦河郡浦河町字井寒台一三四番から同町字井寒台一三三番三まで

図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

供用開始の期日　平成二十六年九月二十四日

国会事項

衆議院

報告書受領

九月十九日内閣から次の報告書を受領した。

国家公務員倫理法第四条の規定に基づく平成二十五年度国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告

自衛隊員倫理法第四条の規定に基づく平成二十五年度自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告

国家公務員倫理法第五条第六項の規定に基づく国家公務員倫理規程の一部改正に関する報告

参議院

報告書受領

九月十九日内閣から、国家公務員倫理法第四条の規定に基づく平成二十五年度国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告を受領した。

また、同日内閣から、国家公務員倫理法第五条第六項の規定に基づく国家公務員倫理規程の一部改正に関する報告を受領した。

また、同日内閣から、自衛隊員倫理法第四条の規定に基づく平成二十五年度自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告を受領した。

人事異動

内閣

○財務大臣臨時代理

国務大臣　甘利　明

財務大臣麻生太郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　甘利　明

内閣府特命担当大臣麻生太郎海外出張不在中内閣府特命担当大臣（金融担当）事務代理を命ずる（以上九月十八日）

内閣府特命担当大臣　山口　俊一

（在ウィーン国際機関日本政府代表部在勤）特命全権大使　北野　充

第五十八回国際原子力機関総会日本政府代表を命ずる

期間は平成二十六年十月十日までとする（各通）

（原子力規制庁緊急事態対策監）

環境技官　安井　正也

（大臣官房審議官）内閣府事務官　中西　宏典

（同）文部科学事務官　田中　正朗

（同）経済産業事務官　土井　良治

（総合外交政策局軍縮不拡散・科学部不拡散・科学原子力企画官）外務事務官　長沼善太郎

第五十八回国際原子力機関総会日本政府代表代理を命ずる

期間は平成二十六年十月十日までとする（各通）

河邉　義典

簡易裁判所判事に任命する（以上九月十九日）

法務省

（千葉地方検察庁検事）検事　早川　真崇

辞職を承認する（九月十九日）

最高裁判所

広島家庭裁判所判事

大阪高等裁判所判事に補する　田中　敦

部の事務を総括する者に指名する　生野　考司

東京高等裁判所判事

広島家庭裁判所判事に補する

広島家庭裁判所長を命ずる（以上九月十八日）

叙位・叙勲

○叙位

従四位に叙する　飯島　孝

秋元　精一　岩佐　勝博　笠野　謙次

酒井禮次郎　堀内　嘉朗

従五位に叙する（各通）

正八位　出水　進

渡邉　久夫

正六位に叙する（各通）